令和５年度創成東地区まちづくり推進支援業務
公募型企画競争　提案説明書

１　業務名

令和５年度創成東地区まちづくり推進支援業務

２　業務の背景及び目的

札幌市は、平成 23 年に策定した「さっぽろ都心まちづくり戦略」で創成東地区を都心まちづくりの「重点地区」として位置付け、平成 26 年に「創成東地区まちづくりの基本的な考え方」をとりまとめ、平成 28 年に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」では展開指針を定めた。平成 30 年度からは、創成東地区の住民や事業者等との意見交換を経て、愛着の持てる都心の居場所づくりを行う「プレイスメイキング」に着目し、２か年にわたって地区の中心を貫く東４丁目通で実証実験を行った。

創成東地区内では、様々な民間開発が進むとともに、2030 年度には北海道新幹線の札幌開業に伴って東改札口が設置される予定である。これらの開発に合わせて、地区のまちづくりを一層活性化するには、地域住民や地元企業等がまちの将来像を共有のうえ、主体的・積極的に取り組むことが欠かせない。このため、地域の道標となる「まちの将来像・ビジョン」を定めるとともに、地域住民や地元企業等が幅広く参加し、かつ持続性のある地域のまちづくり体制を構築することが重要、という議論が地域で行われてきた。

以上を踏まえ、令和４年度は、町内会、地元企業、及びまちづくり団体が参加する地区のまちづくりに関する様々な議論・検討の場を通じ、地域住民や地元企業の意見等を踏まえながら地区の将来像として「創成イーストまちづくりビジョン（素案）（以下、ビジョン素案という）」を取りまとめ、今後のまちづくりの活動や体制についての検討を進めた。

本業務では、令和４年度に作成したビジョン素案を基に、地域による「まちの将来像・ビジョン」の策定に向けた地域への支援を行うとともに、地域における持続的なまちづくり体制・仕組みの構築を目指して、具体的な手法を検討し、構築に向けた地域への支援を実施する。

３　業務内容

(1)　創成東地区まちづくりビジョン案の作成

地域による「まちの将来像・ビジョン」の策定が円滑に進むよう、令和４年度の成果を基に、地域との議論を重ね、より具体的な案を作成する。

なお、「まちの将来像・ビジョン」は、本業務で作成する案を元に、地域が主体となって策定されることを想定しており、地域住民や地元企業等の広い理解を得ることが必要であることに留意すること。

(2)　持続的なまちづくり体制の構築支援

令和４年度に検討したまちづくり体制・仕組みを実践・検証しながら、地域による持続的なまちづくり体制の構築に向けた支援を行う。

次年度以降、速やかに地域におけるまちづくり活動が行われるよう、体制の検討に当たっては、法人格の有無、法人種別、事務局の担い手、想定される事業内容・収支等について具体的に検討を行うこと。

(3)　地域意見の聴取及び地域における連携促進支援

上記(1)及び(2)に関して、地域住民や地元企業等の意見を聴取し、議論を掘り下げながら、検討内容に反映する。

また、議論の過程を通じて、地域住民や地元企業等における相互の連携を促進する。

(4)　創成東地区内への情報発信及び今後の情報発信のあり方の検討

当業務における取組をわかりやすくまとめた「札幌都心まちづくり通信（創成東地区）」を作成し、地区内に広く配布して周知するほか、札幌市に 100 部を納付する。

配布は、原則として全ての住宅及び店舗・事務所等を対象に、郵便受けに投函するなどの方法で行う。

また、次年度以降の情報発信が地域により行われ、地域住民や事業者のニーズに応じた情報となるよう、情報発信媒体、作成方法、配布方法、作成や発行に係る諸費用、発行頻度等について具体的に検討を行うこと。

(5)　報告書の作成

業務成果を報告書としてまとめ、提出する。

(6)　留意事項

上記(1)～(5)において、必要となる資料作成、機材の準備、広報周知、会議の議事進行・運営などは受託者が行い、その費用は受託者が負担する。

４　業務規模

3,500 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

５　履行期間

契約締結の日から令和６年３月 29 日（金）まで

６　成果品

(1)　報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）５部

(2)　報告書概要版：A3 横２枚以内、カラー片面印刷　５部

(3)　札幌都心まちづくり通信（創成東地区）　　100 部（札幌市への納付分）
(4)　電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で１組提出

7　参加資格

(1)　札幌市競争入札参加資格者であること。
(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(3)　公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
(5)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

8　企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

(1)　本業務に取り組むうえでの視点等について

過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果、および上記「２　業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等について提案すること。

(2)　創成東地区まちづくりビジョン案の作成について

地域住民・地元企業等が共有し目指すまちの姿・理念であるまちづくりビジョン案を作成するに当たり、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果を踏まえ、特に重要と考えられる点、留意すべき点について提案すること。

(3)　持続的なまちづくり体制の構築支援について

地域住民や地元企業等が幅広く参加し、かつ持続性のあるまちづくり体制の構築に向け、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果を踏まえ、新たな体制の立ち上げに向けた検討の進め方や、体制を維持する上で重要だと考える視点について提案すること。

(4)　地域意見の聴取及び地域における連携促進支援について

地域住民や地元企業等の意見を聴取し、議論を掘り下げながら検討内容に反映する手法と、地域住民や地元企業等における相互の連携を促進する手法について、実施の時期や回数、内容、留意点などを含め、具体的に提案すること。

(5)　創成東地区内への情報発信及び今後の情報発信のあり方の検討について

次年度以降の情報発信が地域により行われ、地域住民や事業者のニーズに応じた情報となるために留意すべき点や新たな情報発信の方向性について具体的に提案すること。

(6) 本業務のスケジュール案について

本業務を遂行するスケジュール案を提案すること。

(7) 独自提案事項について

本業務を実施するに当たり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、１部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10 部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4 縦、１枚、様式１)

イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式２)

ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式３)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式４)

オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書（積算書）(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課（５階南側）

(3) 提出期限

令和５年６月６日(火) 17：15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html

(5)　提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア　業務従事者一覧について

（ア）今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

（イ）委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

（ウ）本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者１名を明記すること。

（エ）業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ　類似・関連業務等実績一覧について

エリアマネジメント推進や地区まちづくり計画策定等業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ　企画提案書について

（ア）企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

（イ）提出された企画提案書等は返却しない。

(6)　参考資料

ア　「創成川以東地区まちづくり構想～創成川以東地区まちづくり会議からの提言～」（平成 25 年度）

イ　「創成東地区まちづくりの基本的な考え方」（平成 26 年度）

ウ　「いとなみの軸関連検討業務」報告書（平成 29 年度）

エ　「平成 30 年度いとなみの軸関連検討業務」報告書（平成 30 年度）

オ　「2019 年度いとなみの軸関連検討業務」報告書（令和元年度）

カ　「令和２年度創成東地区まちづくり推進業務」報告書（令和２年度）

キ　「令和３年度創成東地区まちづくり推進支援業務」報告書（令和３年度）

ク　「令和４年度創成東地区まちづくり推進支援業務」報告書（令和４年度）

※　参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料を上記（2）提出先にて提供する。

10　質疑

(1)　質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式５）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又は FAX で送信すること。

電子メールのタイトルは「令和４年度創成東地区まちづくり推進支援業務 質問書」とし、令和５年５月 26 日（金）12：00 まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5112

(2)　質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11　選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和５年度創成東地区まちづくり推進支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1)　一次審査

ア　提出書類による書類審査を行う。

イ　一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い３件程度とする。

ウ　一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ　応募件数が３件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が１件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2)　最終審査

ア　一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ　出席者は総括責任者を含み最大３名までとする。

ウ　ヒアリングは１者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ　ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ　ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3)　契約の相手方について

ア　契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ　選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ　企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ　契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4)　審査スケジュール（予定）

ア　一次審査（書類審査）　　令和５年６月７日（水）

イ　最終審査（ヒアリング）　令和５年６月８日（木）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12　評価基準

(1)　審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の６割を最低基準点と定

める。

(2)　一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3)　最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点（2)、(3)及び（5）の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4)　企画提案への参加者が１社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について ・本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等が、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果の経緯を踏まえ、適切な提案となっているか。	10
(2) 創成東地区まちづくりビジョン案の作成について ・まちづくりビジョン案の検討を進めるに当たり、特に重要な点や留意すべき点が、効果的で適切な提案となっているか。	15
(3) 持続的なまちづくり体制の構築支援について ・地域住民や地元企業等が幅広く参加し、かつ持続性のあるまちづくり体制の構築に向け、過去の創成東地区まちづくりに関する検討結果を踏まえ、新たな体制の立ち上げに向けた検討の進め方や、体制を維持する上で重要だと考える視点が、具体的で適切な提案となっているか。	25
(4) 地域意見の聴取及び地域における連携促進支援について ・地域住民や地元企業等の意見を聴取して議論を掘り下げ、検討内容に反映する手法が、具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。 ・地域住民や地元企業等における相互の連携を促進する手法が、具体的かつ効果的で適切な提案となっているか。	10
(5) 創成東地区内への情報発信及び今後の情報発信のあり方の検討について ・次年度以降の情報発信が地域により行われ、地域住民や事業者のニーズに応じた情報となるために留意すべき点や新たな情報発信の方向性が、具体的な提案となっているか。	20
(6) 業務全体について	20
1．業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(5)
2．独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
3．過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(5)
合計	100

13　失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1)　提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

(2)　本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

(3)　本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

(4)　提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

(5)　審査の公平性を害する行為を行った者

(6)　その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

14　その他留意事項

(1)　本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。

(2)　提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

(3)　提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。

(4)　提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(5)　業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

(6)　入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。

(7)　札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

(8)　本業務に係るデザイン、意匠、版権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15　問い合わせ先

〒060‐8611　札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階南側）
札幌市　まちづくり政策局　政策企画部　都心まちづくり推進室　都心まちづくり課
担当：佐藤（広）、杉原　TEL：011-211-2692　　FAX：011-218-5112